

令和8年度高知県中小企業等融資制度大綱

1 目的

令和8年度の高知県中小企業等融資制度の基本的事項及び各融資制度要綱の共通事項を規定し、事務取扱いの適正化及び効率化を図る。

2 各要綱の用語の意義

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 法第2条第1項第1号及び第2号

次の表に掲げる資本金又は従業員数のいずれかに該当すること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

イ 法第2条第1項第3号から第11号まで

次に掲げる組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの
中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同小組合及び連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販組合（同連合会及び中央会）、内航海運組合（同連合会）等

- (2) 「小規模企業者」とは、法第2条第3項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 法第2条第3項第1号（同項第2号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

業 種	従 業 員
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

イ 法第2条第3項第2号

常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 法第2条第3項第3号から第7号まで

次の組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの
事業協同小組合、企業組合、協業組合、医療法人、特定非営利活動法人等

- (3) 「商工会等」とは、所管の商工会、商工会議所及び高知県商工会連合会をいう。

- (4) 「協会」とは、高知県信用保証協会をいう。

- (5) 「センター」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (6) 「指定事業」とは、協会による信用保証の対象となる業種に属するものをいう。
- (7) 「1年以上引き続き同一の指定事業を営む」その他これに類する表現については、当該事業の継続した営業実績が1年その他それぞれ規定する期間以上であり、事業の継続性が確実であると認められることを意味する。

3 助成措置

- (1) 県は、高知県中小企業等融資制度に基づく貸付けに対して協会が信用保証を行った場合は、中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱に定めるところにより、協会に対し、保証料の補給を行う。
- (2) 県は、農業ビジネス保証制度融資において協会が代位弁済を行ったときは、令和8年度高知県農業ビジネス保証損失補償契約書に定めるところにより、協会に対し、当該代位弁済額の一部を損失補償する。

4 貸付対象要件

- (1) 制度利用に当たっては、原則として、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（県税については、県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資制度を利用する場合を除く。）。
- (2) 許認可、登録、届出等を要する事業については、現に許認可等を受けている、又は既に主務官庁等に必要書類を提出しており、許認可等を受けることが確実でなければならない。
- (3) 毎年定期的に行う季節的事業については、当該事業が指定事業である場合は、対象とする。

5 貸付条件

- (1) 各融資の資金使途、償還期間及び据置期間、貸付限度額、貸付利率並びに保証料率及び保証の付与等については、別表第1に定めるところとする。
- (2) 資金使途は、原則として、同一の指定事業に係るものでなければならない（産業振興計画推進融資及び事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）を除く。）。
- (3) 貸付けは、経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、原則として証書貸付けとする。
- (4) 償還は、経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、分割償還（元金均等）とし、取扱金融機関所定の方式により行う。また、事業者選択型経営者保証非提供促進融資及び協調支援型特別保証制度融資は、一括償還又は分割償還（元金均等）とし、取扱金融機関所定の方式により行う。ただし、経営状況の悪化等の理由により、やむを得ず、償還方法の変更を行った場合は、この限りではない。
- (5) 中核企業支援融資以外は、協会の信用保証を必要とする。
なお、保証料は、原則一括前払とする。ただし、協会が他の支払方法を認めた場合は、この限りでない。
- (6) 担保の付与は、特別小口融資、小口零細企業融資、流動資産担保融資及び創業者等応援融資を除いて、原則として保証付きの場合は協会の、保証を付さない場合は取扱金融機関のそれぞれ定めるところによる。
- (7) 保証人の付与は、小口零細企業融資及び事業承継特別保証制度融資を除いて、原則として保証付きの場合は協会の、保証を付さない場合は取扱金融機関のそれぞれ定めるところによる。ただし、特別小口融資、事業者選択型経営者保証非提供促進融資、流動資産担保融資、創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）及び『国の全国統一制度』である事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、無保証人とする。なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の取扱いについては『国の全国統一制度』である事業者選択型経営者保証非提供制度要綱によるものとする。

6 貸付手続

貸付けに係る認定先等は、別表第2に定めるところによるほか、手続については、次のとおりとする。

- (1) 商工会等の認定により経由金利が適用される融資
 - ア 経由金利の適用を希望する商工会等の会員は、所管の商工会等に、別表第2に定める関係様式及び7に定める添付書類のほか、商工会等の指示する書類を提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない

らない。

イ 認定申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めたときは、借入希望者から提出された書類に別記様式 14 による認定書を添付して協会へ送付するものとする。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するとともに、所管の商工会等にその旨を通知するものとする。

(2) 県の認定を要する融資（事業再生支援融資（一般枠）を除く。）

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式等に必要な書類を添えて県に提出しなければならない。

イ 県は、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、各融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者及び取扱金融機関（保証付きの場合には、協会を含む。）に通知するものとする。

ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、保証付きの場合には 7 に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

エ 保証付きの場合、協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式 16 による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

(3) 協会又は金融機関へ直接申し込む融資

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式及び 7 に掲げる添付書類のほか必要な書類を添付の上、協会又は取扱金融機関に保証申込みをしなければならない。

イ 創業者等応援融資を利用し、新たに事業を始める場合は、協会は、現地調査を行うとともに、借入希望者等から聞き取り調査を行わなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(4) 小規模企業融資

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式等に必要な書類を添付して、商工会等に提出するとともに、取扱金融機関に借入申込書を提出しなければならない。

イ 申請を受けた商工会等は、調査の結果、申込みのあった融資の要件に該当すると認めたときは、7 に定める添付書類に別記様式 15 による推薦書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

ウ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者には信用保証承諾通知書を、取扱金融機関には信用保証書をそれぞれ送付するものとする。

(5) 事業再生支援融資（一般枠）

ア 借入希望者は、別表第 2 に定める関係様式等に必要な書類を添付して、再生支援機関（中小企業活性化協議会、整理回収機構及び借入希望者の経営改善計画の策定を支援している金融機関をいう。以下同じ。）を通じて県に提出しなければならない。

イ 県は、融資の要件適用の可否を審査の上、その旨を借入希望者、再生支援機関、協会及び取扱金融機関に通知するものとする。

ウ 借入希望者は、取扱金融機関に借入申込書を提出するとともに、7 に定める添付書類に認定書を添付の上、協会に保証申込みをしなければならない。

エ 協会は、速やかに必要な審査を行い、保証の承諾を決定したときは、借入希望者に信用保証承諾通知書を、取扱金融機関に信用保証書をそれぞれ送付するとともに再生支援機関にその旨を通知するものとする。

オ 取扱金融機関は、貸付実行後、速やかに別記様式 16 による貸付実行報告書を県に提出しなければならない。

7 借入申込みの添付書類

借入申込みに際しては、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 信用保証委託申込書及び連帯保証人信用状況表（保証付きの場合）

(2) 法人の登記事項証明書及び定款

- (3) 決算書及び最近の試算表
- (4) 設備投資に係る見積書又は契約書及び図面等
- (5) 許認可等の必要なものは、その写し又は申請書の写し
- (6) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類(県外の中小企業者等が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資制度を利用する場合を除く。)
 - ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書(課税がない場合は課税がない旨の証明書)(特別小口融資を利用する場合は過去1年間の納税証明書)
 - イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書(課税がない場合は、課税がない旨の証明書)
 - ウ 事業開始後1年未満の者(新規創業者を含む。)は、事業開始前に創業者個人に課された県税(個人県民税を含む。)の納税状況を確認することができる書類
 - エ 個人事業者が法人を設立(法人成り)して1年未満の場合は、当該個人に課された県税(個人県民税を含む。)の納税状況を確認することができる書類
- (7) 税外未収金債務についての別記様式19による誓約書兼同意書
- (8) 事業承継診断シート(高知県事業承継・引継支援センター所定の様式)(提出については任意。提出を受けた金融機関は、高知県事業承継・引継支援センターに直接提出。)
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、融資制度運用上必要があると認められる書類

8 取扱金融機関

- (1) 取扱金融機関は、原則として次のとおりとする。

四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、みずほ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島大正銀行、香川銀行、愛媛銀行及び信用組合広島商銀の県内支店並びに高知県信用農業協同組合連合会、高知県農業協同組合、高知市農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合及び西日本信用漁業協同組合連合会
- (2) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関に限る。
- (3) 中核企業支援融資については、(1)に定める機関のほかに県が取扱金融機関とすることが適当であると認める者を追加することがある。
- (4) 農業ビジネス保証融資については、(1)に定める機関のほかに協会と約定締結している金融機関で取り扱うことができる。
- (5) 災害対策特別融資については、(1)の規定にかかわらず、融資適用の都度定める。

9 関係機関の責務

- (1) 借入者は、各融資の借入金を他に転貸する、生活資金に消費する等の目的外使用を行ってはならない。
- (2) 借入者は、商工会等、協会及び取扱金融機関の指導に従わなければならない。
- (3) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、当融資制度の実施により知り得た情報(経営上の情報のみならず、個人情報も含む。)を、当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。
- (4) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、融資制度に便乗し、犯罪、不正、不詳事件等が発生しないよう、事故防止には特別に配慮するとともに、この融資制度による借入金を他に転貸し、事業資金以外に流用し、生活資金に消費する等の融資制度の悪用、乱用等のないよう厳に指導する。
- (5) 商工会等、協会及び取扱金融機関は、各融資の目的を考慮して借入者の経営指導等についても特別に配慮しなければならない。
- (6) 協会及び取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は融資制度対象としての欠格が生じた場合、実情調査の上、必要があると認めるときは直ちに繰上償還、保証取消(解約)等の措置をとる。
- (7) 取扱金融機関は、各融資による貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

10 報告

- (1) 取扱金融機関は、知事の認定を要する融資の貸付けを実行した場合及び県の認定を要しない融資であって保証を付さない貸付けを実行した場合は、別記様式 16 による貸付実行報告書を速やかに知事に提出すること。
- (2) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還方法の変更を行った場合は、別記様式 17 による償還方法等変更報告書を知事に提出すること。
- (3) 取扱金融機関は、保証を付さない貸付けについて、償還が完了し、残債務がなくなった場合は、別記様式 18 による完済報告書を知事に提出すること。

11 調査等

知事は、必要があると認めるときは、各融資の借入者、商工会等、協会及び取扱金融機関に対し、貸付状況等について調査を行うものとする。

12 取扱期間

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、原則として、別表第 1 備考 2 に定める償還期間の起算日及び貸付実行日が当該期間内に含まれる。
- (2) 災害対策特別融資については、制度適用の都度、知事が別に定める。

13 その他

各融資制度要綱等に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この大綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この大綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

附則

この大綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1

名 称			資金使途	償還期間 (据置期間)	貸付限度額 (千円)	貸付利率 (%)	保証料率		保証 割合	
							区 分	%		
経営支援融資制度	特別小口融資		①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	20,000 (SN40,000)	2.88以内 (經由2.68以内)	特別小口	0.40	80% 100%	
	小規模企業融資	一般枠	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	10,000	2.82以内 (經由2.62以内)	協調②(付表8)	0.29～1.20	80%	
							特別B	0.55		
				10年(2年)		2.62以内 (經由2.42以内)	特別C	0.50	100%	
							特別D	0.30		
				10年(2年)		2.92以内 (經由2.72以内)	特別A	0.30	100%	
							特別E	0.25		
		伴走支援枠		15年(2年)	20,000	2.72以内 (經由2.52以内)	協調②(付表8)	0.29～1.20	80%	
							特別B	0.55		
						2.92以内 (經由2.72以内)	特別C	0.50	100%	
							特別D	0.25		
	小口零細企業融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	10,000	2.62以内 (經由2.42以内)	特別A	0.40	100%		
						特別E	0.40			
	事業者選択型 経営者保証非提供 促進融資		①設備資金 ②運転資金	分割：10年(1年) 一括：1年以内	*80,000	2.92以内 (經由2.72以内) 2.72以内 (經由2.52以内)	協調②(付表8)	0.49～1.60 0.40、0.60	80%	
							特別A	0.40、0.60		100%
	協調支援型特別保証制度融資		①設備資金 ②運転資金	※1 分割：10年 (1年、3年) 一括：1年以内	*280,000	固定 3.43以内 (經由3.23以内) 変動 3.23以内 (經由3.03以内)	協調①R8(付表7)	0.19～0.80	80%	
	原油・原材料価格高騰対策 緊急支援融資	運転資金	10年(2年)	100,000	2.72以内 (經由2.52以内)	協調②(付表8)	0.29～1.20	80%		
緊急(付表9)						0.40～0.80				
特別B						0.55				
					特別C	0.50	100%			
					特別D	0.60				
					特別A	0.70				
流動資産担保融資		①設備資金 ②運転資金	1年	250,000 (根保証の場合は 融資極度額)	2.87以内	流動資産担保	0.36	80%		
経営安定融資		運転資金	1年	極度額の合計 20,000	2.97以内	特殊(付表2) 短期(付表3)	0.22～1.01 0.25～1.17	80%		
特別融資制度	産業振興計画推進融資		①設備資金	7年(1年)	100,000	3.08以内 (經由2.88以内) (登録2.98以内) (經由・登録2.78以内)	産振7(付表4)	0.12～0.49	80%	
							特別B	0.55		
				10年(2年)		2.88以内 (經由2.68以内) (登録2.78以内) (經由・登録2.58以内)	特別C	0.50	100%	
							特別D	0.30		
				10年(2年)		2.92以内 (經由2.72以内) (登録2.78以内) (經由・登録2.58以内)	特別A	0.30	100%	
							特別E	0.25		
	南海トラフ地震・節電対策融資		①設備資金 ②運転資金	10年(3年)	80,000	2.87以内	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%	
							特別B	0.55		
				15年(3年)		3.07以内	特別C	0.50	100%	
							特別D	0.20		
				20年(3年)		3.27以内	特別A	0.20	100%	
							特別E	0.20		
	次世代施策推進融資		設備資金	7年(1年)	100,000	2.77以内 (登録2.67以内)	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%	
							特別B	0.55		
				10年(2年)		2.97以内 (登録2.87以内)	特別C	0.50	80%	
							特別D	0.20		
				※2 15年(3年)		3.17以内 (登録3.07以内)	特別A	0.20	100%	
特別E							0.25			
※2 20年(3年)				3.37以内 (登録3.27以内)		産振10(付表5)	0.11～0.42	80%		
						特別B	0.55			
				特別C	0.50	100%				
				特別D	0.25					
				特別A	0.25					
				特別E	0.25					

※5

名 称		資金使途	償還期間 (据置期間)	貸付限度額 (千円)	貸付利率 (%)	保証料率		保証 割合						
						区 分	%							
特別 融資 制度	中核企業支援融資	①設備資金 ②運転資金 (設備投資を伴 わないものは、 指定用地等立地 者及び県外から のその他適地立 地者で、初期稼 働から10年を経 過していない者 に限る。)	15年(3年)	500,000 (うち運転資金 50,000)	3.28以内 3.08以内	一般(付表1)	0.21～1.07	80%						
						特別B	0.55							
						特別C	0.50							
						特別D	0.10							
						特別A	0.10	100%						
	特認				1,000,000 (うち運転資金 50,000)	2.70以内 2.50以内	一般(付表1)	0.21～1.07	80%					
							特別B	0.55						
							特別C	0.50						
		特別D	0.10											
						特別A	0.10	100%						
	創業者等応援 融資	一般枠	①設備資金 ②運転資金		7年(1年) 10年(1年)	35,000	7年 10年	2.77以内 (經由2.57以内) 2.88以内 (經由2.68以内)	創業	0.10 0.30	100%			
		スタートアップ 創出促進枠										※3 7年(1年) 10年(1年)		
	事業再生支 援融資	一般枠	①設備資金 ②運転資金		10年(3年)	100,000	3.57以内 3.37以内	一般(付表1)	0.21～1.07	80%				
				特別B				0.55						
									特別C	0.50				
									特別D	0.10	100%			
					特別A	0.10	100%							
					特別E	0.10	100%							
	事業再生計画実施枠			15年(1年)	100,000	3.57以内	サポート	0.20	80%					
									100%					
	農業ビジネス保証制度融資	①設備資金 ②運転資金		7年(1年)	20,000	3.08以内 (經由2.88以内)	農業	0.30	80%					
				10年(2年)		3.23以内 (經由3.03以内)								
	事業承継特別保証制度融資	①設備資金 ②運転資金	※4 10年(3年)	10,000	3.08以内	地震対策(付表6) 特定経営承継	0.11～0.34 0.20	80%						
									10年(3年)	2.87以内 (認証①2.77以内) (認証②2.67以内)	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%	
											特別B	0.55		
											特別C	0.50		
特別D											0.20			
											特別A	0.20	100%	
15年(3年)									3.07以内 (認証①2.97以内) (認証②2.87以内)	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%		
										特別B	0.55			
										特別C	0.50			
										特別D	0.20			
											特別A	0.20	100%	
20年(3年)									3.27以内 (認証①3.17以内) (認証②3.07以内)	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%		
	特別B	0.55												
	特別C	0.50												
	特別D	0.20												
				特別A	0.20	100%								
災害 援 融 対 資 策 制 度 別	災害復旧融資	①設備資金 ②運転資金	7年(1年)	50,000 (うち運転資金 30,000)	3.07以内 2.87以内	地震対策(付表6)	0.11～0.34	80%						
						特別B	0.55							
						特別C	0.50							
						特別D	0.20							
					特別A	0.20	100%							
	災害対策特別融資	①設備資金 ②運転資金	10年(2年)	80,000	制度適用の都度 知事が定める	一般	0.00	80%						
						特別B								
						特別C								
						特別D								
						特別A								
特別E														
				100%										

【償還期間（据置期間）】

※1 備考2の(6)に記載のとおり。

※2 脱炭素化に係る貸付に限る。

※3 備考2の(4)に記載のとおり。

※4 備考2の(5)に記載のとおり。

【保証料率】

※5 事業者選択型経営者保証非提供促進融資の保証料率は備考5の(13)に記載のとおり。

備考

1 資金使途

「設備資金」には、設備及び建物の購入又は取得に要する資金のほか、事業に必要な敷地等の取得に要する資金を含む。ただし、投機性が高いと判断される場合、商品として土地を取得する場合等は、対象外とする。

2 償還期間及び据置期間

- (1)償還期間及び据置期間の最長年数は、各融資ごとにそれぞれ別表第1に定める年数とする。
- (2)償還期間は、貸付実行日を起算日とし、償還期間の最後の年又は月において、その起算日に相当する日までとする（貸付実行日が月末の場合は、相当する日を月末に読み替える。）。
- (3)流動資産担保融資（根保証に限る。）においては、通算して3年までは更新を妨げないが、協会所定の手続によらなければならない。
- (4)創業者等応援融資（スタートアップ創出促進枠）においては、原則として申込金融機関において同時にプロパー融資を実行し、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。
- (5)事業承継特別保証制度融資において、経営承継準備関連保証制度又は特定経営承継準備関連保証制度を利用する場合は、据置期間を1年以内とする。
- (6)協調支援型特別保証制度融資を利用する場合の据置期間は、運転資金は1年以内、設備資金及び運転設備資金は3年以内とする。

3 貸付限度額

- (1)貸付限度額には、同一融資の既往分残高を含める。
- (2)特別小口保険（法第3条の3）を利用する場合は、同保険を利用した既存借入残高と併せて、2,000万円（法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円）を限度とする。
- (3)国が定める小口零細企業保証を利用する場合は、既存の協会の保証付き借入残高と併せて、2,000万円を限度とする。
- (4)合併により、同一融資の残高が貸付限度額を超えることになった場合にあっては、当該融資は、有効に存続する。ただし、合併後の新たな融資については、貸付限度額の範囲内に収まるものでなければならない。

4 貸付利率

- (1)流動資産担保融資及び経営安定融資の貸付利率は固定とし、協調支援型特別保証制度融資については固定金利と変動金利の選択制とする。それ以外の貸付利率は変動とする。ただし、貸付利率については、県が必要があると認めたときは、変更することがある。
- (2)固定金利については、当初融資した際に適用した貸付利率を、原則として償還が完了するまで変動させないものとし、償還が完了するまで、固定金利から変動金利への変更は行えないものとする。また、変動金利から固定金利への変更は行えないものとする。
- (3)特別小口融資、小規模企業融資、小口零細企業融資、事業者選択型経営者保証非提供促進融資、協調支援型特別保証制度融資、原油・原材料価格高騰対策緊急支援融資、産業振興計画推進融資、創業者等応援融資及び農業ビジネス保証制度融資においては、商工会等の会員が認定を受けることにより経由金利を適用する。
- (4)産業振興計画推進融資及び次世代施策推進融資を、「こうちSDGs推進企業登録制度」に登録している事業者が申込み場合、登録金利を適用する。
- (5)高知県元気な未来創造融資を、「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けている事業者が申込み場合、1部門の認証を受けている場合は認証①金利を、男性育休推進部門を含む2部門以上の認証を受けている場合は認証②金利を適用する。

5 保証料率

- (1)保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- (2)「区分」欄の「特別小口」とは、法第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- (3)「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- (4)「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。

(5)「区分」欄の「特別A」とは、法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

(6)「区分」欄の「特別B」とは、法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

(7)「区分」欄の「特別C」とは、法第3条の8に定める新事業開拓保険が付される場合をいう。

(8)「区分」欄の「特別D」とは、法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(前各号に定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。

(9)「区分」欄の「特別E」とは、法第15条に規定する危機関連保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会の定めるところによる。定めのない事項については『国の全国統一制度』である危機関連保証制度によるものとする。

(10)「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類又は会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

(11)担保の提供がある場合は、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

(12)事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は表示料率に0.25パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が無い場合は表示料率に0.45パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前2期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

(13)事業者選択型経営者保証非提供促進融資を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は付表8の表示料率に0.20パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後2事業年度の決算が無い場合は表示料率に0.40パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前2期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

付表1(一般)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.21	0.36	0.42	0.46	0.55	0.70	0.82	0.94	1.07

付表2(特殊)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.22	0.35	0.40	0.44	0.57	0.70	0.80	0.91	1.01

付表3(短期)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.25	0.40	0.45	0.50	0.64	0.80	0.92	1.04	1.17

付表4(産振7)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.12	0.16	0.21	0.26	0.30	0.35	0.40	0.46	0.49

付表5(産振10)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表6(地震・節電対策)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.12	0.14	0.18	0.20	0.24	0.27	0.31	0.34

付表7(協調①R8)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)R8	0.19	0.25	0.34	0.42	0.49	0.57	0.66	0.74	0.80

※保証付き融資額の1割以上のプロパー融資の同時実行を受ける場合。

付表8(協調②)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.29	0.38	0.50	0.63	0.73	0.86	0.98	1.11	1.20

※金融機関の支援を受け、経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合。

付表9(緊急)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.40	0.50	0.75	0.75	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80

別表第2

名 称		関係様式			備 考
			商工会等が認定 する場合 (經由金利適用時)	知事認定が 必要な場合	
経営 支 援 融 資 制 度	特別小口融資	19	14		
	小規模企業融資	15、19	14		
	小口零細企業融資	19	14		
	事業者選択型経営者 保証非提供促進融資	19	14		
	協調支援型特別保証 制度融資	12-1、19 ※12-2	14		※申込金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定 並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合に必要
	原油・原材料価格高騰 対策緊急支援融資	19、20	14		
	流動資産担保融資	19			
	経営安定融資	19			
特別 融 資 制 度	産業振興計画推進融資	2-1、2-2、19	14		登録金利を適用する場合は、「こうちSDG s 推進企業登録 制度」の登録証の写しが別途必要
	南海トラフ地震・節電対 策融資	3-1、3-2、19		1、16	
	次世代施策推進融資	4-1、4-2、19			登録金利を適用する場合は、「こうちSDG s 推進企業登録 制度」の登録証の写しが別途必要
	中核企業支援融資	5-1、5-2、19 ※17、18		1、16 (特認の場合並 びに新規立地及 び移転の場合に 認定が必要)	☆その他適地立地者の場合、県は立地市町村へ意見照会す る。 ※保証を付さない貸付の場合に別途必要
	心創 援業 融者 資等	一般枠	6-1、6-2、6-3 6-4、19	14	
		スタートアップ 創出促進枠	7、19	14	
	支事 援業 融再 資生	一般枠	1、8-1、8-2 16、19		
		事業再生計画実施枠	19		
	農業ビジネス保証制度融資	9-1、9-2、9-3 19	14		
	事業承継特別保証制度融資	10-1、10-2、19			事業承継に係る計画について、商工会・商工会議所の認 定及び高知県事業承継・引継ぎ支援センターの確認が必要
	高知県元気な未来創造融資	11-1、11-2、19			認証金利を適用する場合は、「高知県ワークライフバラ ンス推進企業認証書」の写しが別途必要
支災 援害 融対 資策 制特 度別	災害復旧融資	13-1、13-2、13-3、19			
	災害対策特別融資				